

## (2) 小矢部市の現況

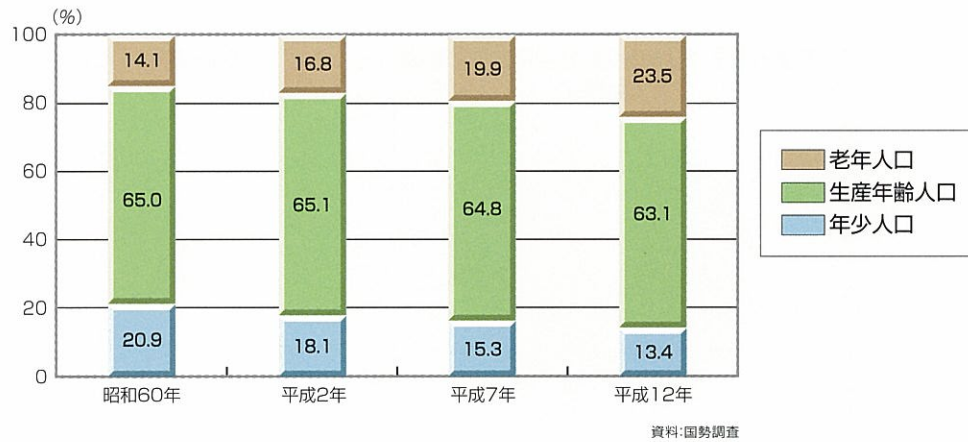
### 1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市においても、高齢者の割合は年々増加を続けており、老年人口は昭和60年に14.1%であったものが、平成12年では23.5%（国17.3%、県20.8%）となり、一方で年少人口は20.9%から13.4%（国14.6%、県14.0%）と減少しています。

また人口は減少しているものの、世帯数が増加しており、特に1人～2人、3人～4人の世帯が増加し、核家族化が進んでいます。

今後、子育てや介護などへの負担が家庭にかかってくるものと思われます。

年齢別人口の推移



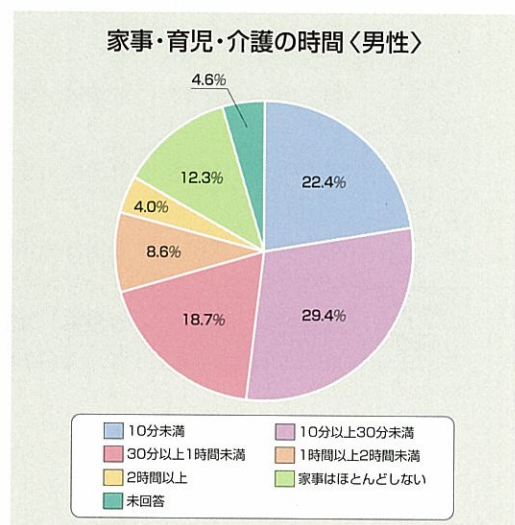
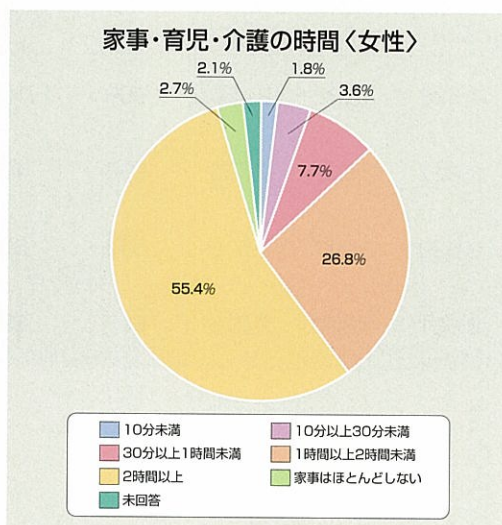
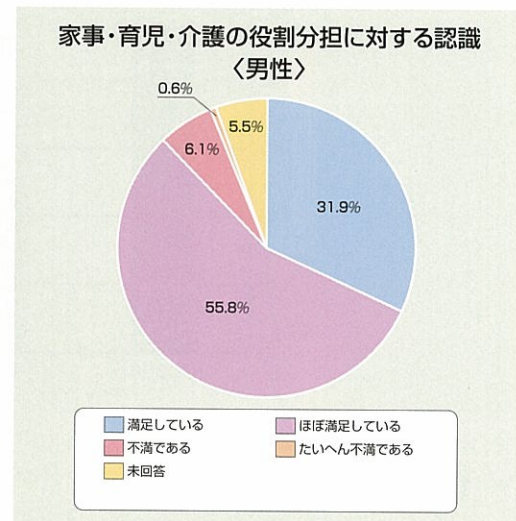
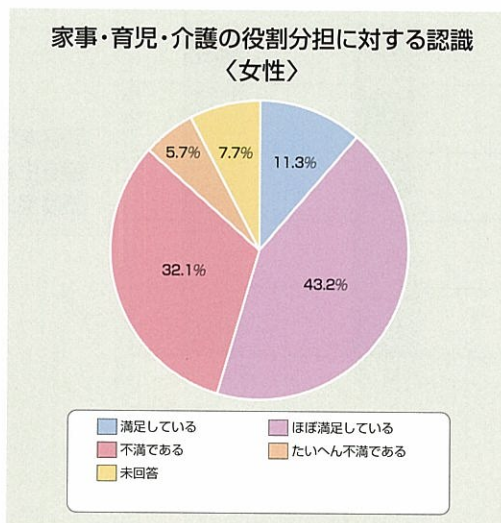
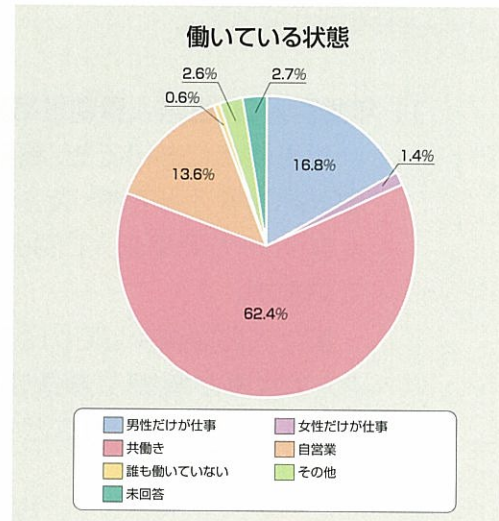
### 世帯人員別世帯数

	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1人～2人	3人～4人	5人～6人	7人以上	世帯数	世帯人員
昭和60年	36,711	8,417	8,404	36,134	1,526	3,022	2,950	906	13	577
平成2年	36,374	8,613	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
平成7年	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
平成12年	34,625	9,329	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694

資料: 国勢調査

## 2) 家庭での家事・育児・介護の役割分担

男女共同参画社会に関する意識調査（平成13年実施）では、6割以上の家庭が共働きです。しかし、家事・育児・介護の時間では、女性は一日2時間以上で55.4%であるのに対し、男性は30分未満で51.8%であることから、家事・育児・介護の役割分担では「不満がある」との回答が女性に多く見られました。今後、男女共同参画を進めるにあたって解消していくべき課題です。



資料：男女共同参画社会に関する意識調査（平成13年）



### (3) 世界・国・県・小矢部市の動き

#### 1) 世界

国際連合は、女性の地位向上をめざした世界的規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国連婦人の10年」としました。同年にはメキシコシティにおいて「第1回世界女性会議」が開催され、以降この会議は女性自身による国際的な連帯と女性問題解決のための行動の輪を広げる場として、重要な役割を果たしています。会議では「世界行動計画」が採択され、女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性と差別されることなく社会的、経済的な権利を享受するとともに、社会の進歩に貢献すべきことを基本理念として、その目標のために取り組むべき具体的な課題を示しました。

「人間自由、尊厳、権利についての平等」をめざして、各国において、活発な行動が展開されるようになりました。特に、1979年（昭和54年）に採択された「女子差別撤廃条約」は、「女子に対する差別が依然として広範に存在している」事実を重視して、改めて男女平等の実現に向けて実効性のある行動を展開する決意を示しており、批准各国の取り組みの指針となっています。

1995年（平成7年）の北京における「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」ことを確認し、女性のエンパワーメントのための取り組み強化や、各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動綱領が採択され、「国際婦人年」以来目標として掲げてきた「平等・開発・平和」への行動をより具体的に展開していくことが合意されています。

一方、2000年（平成12年）6月に国連特別総会「女性2000年会議・21世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアチブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。



女性2000年会議

#### 2) 国

我が国でも、女性関係施策を総合的かつ効果的に推進していくための組織づくりに着手し、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置しました。1977年（昭和52年）、「国内行動計画」を策定し、向こう10年にわたる具体的な取り組みを示しました。

この計画に従い、「女子差別撤廃条約」の批准（1985年、昭和60年）に向けて国籍法、国民年金法、労働基準法などの改正、及び学校における家庭科教育の見直

しが行われました。また、昭和60年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律」（いわゆる「男女雇用機会均等法」）が制定されました。

1991年（平成3年）には「育児休業法」が制定され、1995年（平成7年）には「ILO156号条約」も批准されました。

また、1996年（平成8年）7月には男女共同審議会から「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、それに基づき、「男女共同参画2000年プラン」が同年12月に制定されています。

一方、1999年（平成11年）6月には男女共同参画社会基本法が制定され、これまで自治体で自主的に制定されてきた行動計画（男女共同参画プラン）が、都道府県ではプラン策定義務、市町村ではプラン策定努力とうたわれました。

2000年（平成12年）には、基本法に基づく初めての基本計画である「男女共同参画基本計画」（以下基本計画）が閣議決定されました。基本計画では、11の重点目標を掲げ、平成22年度までを見通した施策の基本的方向と、平成17年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

### 3) 県

富山県においては、1981年（昭和56年）に「婦人の明日を拓く富山県行動計画」、1987年（昭和62年）には、「21世紀をめざすとやま女性プラン」を策定し、

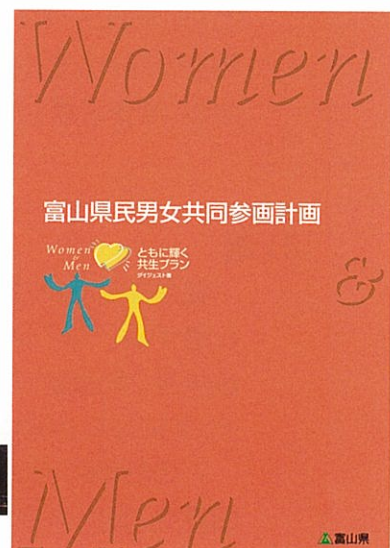
1992年（平成4年）には「新とやま女性プラン」を策定し、女性の地位向上の取り組みを進めてきました。

1997年（平成9年）には、策定より5年が経過した「新とやま女性プラン」を、この間の社会情勢や県民意識の変化に対応するため、「とやま男女共同参画プラン」を策定しました。同年4月には女性の活動・コミュニケーションの拠点として、富山県民共生センター（旧女性総合センター）「サンフォルテ」が開館しています。

また、2001年（平成13年）4月1日には、富山県男女共同参画推進条例が公布・施行され、この条例に基づき、同年12月には「富山県民男女共同参画計画～ともに輝く共生プラン～」が策定されました。



サンフォルテ





## 4) 小矢部市

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年(平成4年)に、連合婦人会を始めとする福祉・産業・ボランティアなど各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、現在に至るまで4回の「小矢部市女性議会」の開催や「男女共同参画社会に向けてのつどい」など、女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されてきています。

また、富山県男女共同参画推進員が中心となりフォーラムや意識調査、市報によるPRコーナーの設置等の啓発事業に取り組んできました。

こうした背景のもと、2001年(平成13年)を初年度とする第5次小矢部市総合計画において、基本目標である「第6章 市民がふれあい共につくる都市づくり」を実現する政策の1つとして「男女共同参画社会の推進」を掲げるとともに、その主要施策として「男女共同参画プランの策定・推進」を設定しました。

このような位置づけのもと「小矢部市男女共同参画プラン」策定に向け、2001年(平成13年)には富山県男女共同参画推進員との連携により「男女共同参画社会に関する意識調査」を市民720人を対象に実施するとともに、2002年2月(平成14年2月)には「男女共同参画に関する事業所調査」を市内259事業所を対象に実施し、現状の把握に努めてきました。

また、2002年7月(平成14年7月)には、富山県との共催により「男女共同参画フォーラムinおやべ」を開催し、基調講演やパネルディスカッションを通じて、プラン策定に向けた市民意識の醸成に努めてきました。



男女共同参画フォーラムinおやべ